

1 議 事 日 程

〔令和2年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和2年12月9日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第59号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第61号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第62号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第63号 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
日程第6 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について
日程第7 議案第66号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第8 議案第67号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

| | | | |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 小 畠 真由美 議員 | 副委員長 | 木 村 彰 人 議員 |
| 委員 | 陶 山 良 尚 議員 | 委員 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 〃 | 笠 利 毅 議員 | 〃 | 船 越 隆 之 議員 |

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

| | | | |
|------------------------------------|---------|---------------------|---------|
| 市民生活部長 | 濱 本 泰 裕 | 健康福祉部長 | 友 田 浩 |
| 健康福祉部理事 兼高齢者支援課長 兼包括支援センター所長 | 田 中 縁 | 市民課長 | 池 田 俊 広 |
| 税 務 課 長 | 森 木 清 二 | 納 税 課 長 | 大 谷 賢 治 |
| 環 境 課 長 | 中 島 康 秀 | 人権政策課長兼 人権センター所長 | 行 武 佐 江 |
| 国保年金課長 | 高 原 寿 子 | 福 祉 課 長 | 井 本 正 彦 |
| 生活支援課長 | 藤 井 泰 人 | 介護保険課長 | 立 石 泰 隆 |
| 保育児童課長 | 大 石 敬 介 | ごじょう保育所長 | 寺 原 貴美栄 |
| 元気づくり課長 | 安 西 美 香 | 子育て支援 センター所長 | 白 田 美 香 |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（2名）

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 書 記 | 平 田 良 富 |
|--------|---------|-----|---------|

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

今回、環境厚生常任委員会に付託されております条例関係が5件ありますけれども、内訳は制定が1件、一部改正が4件となっております。

ここでお諮りいたします。

制定条例である日程第5、議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」を初めに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第63号 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について

○委員長（小島真由美委員） それでは、本条例の第1条から第3条までの説明を執行部に求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） おはようございます。

では、早速ご説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

今回の条例につきましては、平成28年に施行されました部落差別の解消の推進に関する法律を受け、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する新たな状況の変化が生じていることを踏まえ、本市の責務を明確にし、部落差別の解消に努め、もって部落差別のない社会を実現することを目的に制定するものです。

既に令和2年5月現在で、福岡県内60市町村のうち31の自治体で新規に制定、または既にあった条例の改正が行われております。昭和44年に制定された同和对策事業特別措置法、昭和57年に制定された地域改善対策特別措置法、そして昭和62年からは地対財特法が制定されましたが、これらの3法は主に地域の生活環境の改善や社会的基盤の向上に対するものでした。今回の条例は、市民一人一人の意識にアプローチするものです。

それでは、まず条例第1条から第3条について、条文に沿いましてご説明させていただきます。

19ページの第1条、目的につきましては、日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律、そして太宰府市人権都市宣言に関する条例の理念にのっとり、それらとの整合性を図りながら、部落問題に対する本市の姿勢を明確にしております。

第2条、基本理念につきましては、同和問題は単に同和地区の問題ではなく、日本社会全体

の問題であり、部落差別をしない、許さないことを市民に共通認識していただくものです。

第3条、市の責務につきましては、本市はこれまでも国と同様に、国民的課題であり行政の責務と捉えてまいりましたので、国及び県と同じ条文となっております。地方自治の原則に立って、主体的に取り組んでまいります。

条例第1条から第3条までの説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 条例第3条までの説明が終わりました。

ここまでについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、第1条から第3条ということでしたけれども、それでは、この後第4条から第7条まであって、それと最後に全体的な総括という形で進むと……。

○委員長（小島真由美委員） そのとおりです。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

それでは、次に第4条から最後まで説明をお願いいたします。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 続きまして、第4条以降についてご説明させていただきます。

第4条、相談体制の充実につきましては、現在も南隣保館、法務局、庁舎内での人権擁護委員による人権相談を行っております。部落差別に関する相談は、生活全体に関わる問題であるため、関係部署や法務局など、外郭機関とのさらなる体制作りを図ってまいります。

第5条、教育及び啓発につきましては、学校現場だけでなく、現在既に行っております市民講演会、人権講座ひまわりや同和問題啓発強調月間での訪問配布など、啓発のさらなる充実を図るものです。

第6条、実態調査につきましては、国及び県が実態調査を行う場合に協力していくことを規定しております。

なお、本市においても過去に3回ほど実態調査を行っておりますが、今後も必要が生じた場合には、関係機関や関係団体とも協議してまいりたいと考えております。

第7条、委任につきましては、規則への委任を規定しております。

また、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行することとなっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 条例第4条から最後第7条までの説明が終わりました。

質疑はありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） ちょっと遡りますけれども、この条例の目的としては、市の責務を

明らかにするということの方が大きいんだと思いますが、第3条の市の責務、ここが抽象的な書き方をされております。国及び県との適切な役割分担を踏まえてという形で、条例としてはこういう書き方なんでしょうけれども、細かく具体的に書くというのは難しいんだと思いますが、市の役割分担というのは、具体的にはどういうことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 第3条に戻りましてですね。分かりました。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 条文としてはこういう書き方しかできないんですけれども、細かくは第4条以降に相談体制とか実態調査、それから教育、啓発を進めてまいりますということ、ここが市としての責務であろうかと思えます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 最終的に、この条例ができましたと。それで、今までもこの同和対策、人権関係の市の活動、これからこの条例ができたことによって、どのように具体的に変わっていくと考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） この条例が制定されましたら、まずは市民の方へのPR、それに努めてまいりたいと思います。積極的に、例えば広報、ホームページ、ポスターとかチラシとか、そういうので市民皆さんにこういう条例ができましたよと、部落問題について皆さんで取り組んでいきましょうねということ呼びかけてまいりたいと考えております。

○委員長（小島真由美委員） 第4条から最後の第7条まで、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） ないようでしたら、最後に全体を通して、議案第63号について質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、木村副委員長が言われた部分と重複するところがあるかと思うんですけれども、具体的にこの条例を今制定する必要性がどういったところにあるのかということと、現状でも今言われた提案理由の部分は、この条例がない中でも個々されているところがあると思うんですけれども、条例を制定する必要性ということについて、まずお答えください。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 国のほうが平成28年12月、県のほうが平成31年3月に部落差別解消推進法が制定されて、太宰府市でもこれから必要であるかどうかということ内部で検討いたしましたして、今年度から副市長をトップとした会議で協議を重ねてまいりました。人権尊重のまちづくり推進審議会のほうにも、早く条例を制定するよとということ提言をいただいております。具体的には、またこれから条例が制定されてから、今までも確かに人権相談、それから啓発、実態調査とやってまいりましたけれども、さらに市民を巻き込んで新しい手法を考え

てまいりたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） その審議会からも早くということは今言われましたけれども、具体的に何かそういう、この条例を制定しないといけないというような事象というか、そういった問題が起きているんですか。それだから審議会は早くやりなさいということだったのか、何か具体的な、何かそういうことが起きているのか、その辺のところをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） この法律、また条例の最初のところにも書いておりますように、情報化の進展に伴いまして、状況の変化が生じているということが1つございます。また、インターネットを利用しての様々な差別的な書き込みでありますとか、同和地区であるかの問合せ事象など、まだまだ部落差別というのが現存しております。そういった中で、太宰府市という基礎自治体、市民に一番直結している公共団体として、こういった条例を制定して部落差別を早く解消していくという、そういう主体的な姿勢を示すことは大切なことだというふうに思っております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、部長が答弁で言われたインターネット上の書き込みの問題ですけれども、確かにそういったものが存在はしていると思います。しかし、その書き込みを削除できない一つの問題点として、この条例の領域ではなくて、プロバイダーに削除をする権限が与えられていない今の法体系のほうの問題もあるわけですね。そういった書き込みを削除した際にプロバイダーが書き込んだ人から賠償等を負ってしまうような今の法律上の仕組みの問題があるわけで、これはこの条例を制定したからといって即解決する性質の問題ではないと思いますけれども、この条例でやらなきゃ、それが具体的に解消できるという見込みがあるのかというのが1点と、あともう一つインターネット上の問題で言えば、これは昨年の県議会で福岡県知事が答弁されていることですが、法務省の人権侵犯事件及び県の調査によると、法務省の調査によれば、インターネット上の人権侵犯事件は過去5年間の合計で8,248件となっておりますという具体的な数字があるんですけれども、しかしその内容、内訳について分類されておらず、同和問題に関する件数や実質的な被害については明らかになっていないということが、これは県知事が答弁しているところで上がってきておりますけれども、その中で太宰府市はそれを越えて、具体的な部分も何かつかんでおられるということですかね。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） まず、法律上の問題ということでご指摘がございましたけれども、確かに今言われますように、モニタリングであるとか、そういったところで一生懸命努力はしておるんですけれども、なかなか解消ができないという部分がございます。ただ、当然発信する側の問題もございまして、これを受け取る側の問題というのものもあると思います。ですから、それを見ても、きちんと理解をしておれば、それが直接差別につながらない、そういっ

た努力を太宰府市としてはやっけていく、そういったところも1つ大事かなというふうに思っております。

また、先ほど件数が明らかになっていないということで、今言われますように、人権問題、これにつきましては今多岐にわたっております。その中で、この同和問題についての件数がど
うなのかという話でございますけれども、広く言えば人権問題、これを今まで牽引してきたの
はこの同和問題でございます、この同和問題をしっかり考えることが逆に人権問題にもつな
がっていく、そういった意味からいけば、全ての人権差別をなくすというのは、これは大前提
でございますので、そういった中で今回この部落差別というところで解消を目指していきたい
というふうに思っているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 最後に要望ですけれども、今言いましたような、この間に制定された条
例だけではなくて、それ以外にも対応しないといけない部分があるわけです、プロバイダー等
の問題とか。そういった部分も含めて、関係機関、県、国との協議をきちんと進める必要があ
るといふこと、これは要望させていただいて、質問を終わります。

○委員長（小島真由美委員） 関連してですが、今県下ではどのくらいの市町がこの条例制定をな
されているのか、動向を教えてください。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 福岡県の60市町村のうち、令和2年、今年の5月末現在で31市町村
で、今まである条例を改正、または新しく制定されております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第63号について討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案されております太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例につき
ましては、反対の立場で討論いたします。

条例制定の根拠となっております部落差別解消法の制定過程の中でも、国会におきましては
以下の附帯決議が上がっております。

その附帯決議においては、過去の民間団体の行き過ぎた言動等を踏まえ、これに対する対策
を講じることを併せて総合的に実施すること、教育及び啓発を実施するに当たっては新たな差
別を生むことがないよう留意すること、実態に係る調査を実施するに当たっては新たな差別を生
むようなことがないよう留意と、慎重な対応を厳しく求めています。

部落差別の解消に逆行するという議論のある中で可決をされた法律に基づき制定される条例であると考え、以上の附帯決議の点も踏まえた対応をきちんとしていただくよう太宰府市に求めまして、反対討論といたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

よって、議案第63号「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第59号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第1に戻りますが、議案第59号です。「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（森木清二） 議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

資料は、議案書の8から10ページ及び条例改正新旧対照表の1から2ページでございます。

まず、議案書の9ページをご覧ください。

太宰府市税条例第54条第5項に、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から次の措置を講ずるという改正でございます。

まず、1つ目の改正内容は、使用者を所有者とみなす制度の拡大で、地方税法第343条第5項にある調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとするというものです。

もう一つの改正内容ですけれども、地方税法第384条の3にある現に所有している者（相続人等）の申告の制度化で、その内容は、登記簿に所有者として登録されている個人が死亡し、相続登記がされるまでの間において、市は当該土地または家屋を現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等、必要な事項を申告させることができることとなるというものです。

改正点は、この2か所になります。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第59号について質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の1点目に関することなんですけれども、実際の使用者に固定資産税を課することができるという文言なんですけれども、当該登録をしようとする場合にはあらかじめその旨を通知しなければならないと。市としては、基本的に全部登録していくという姿勢で臨むというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 委員がおっしゃるように、市としましては全部を登録するというのが第一原則でございます。市としてはそれを目指しているということでございますけれども、なかなか所有者というのをを見つけるのに困難な場合もございますけれども、今回のこの改正というのは、それを手助けしてくれる条例だというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 本市における所有者不明土地が何件ぐらいあるのかということと、これは固定資産税が入っていないわけなんですけれども、総額どのぐらいの規模なのかをお答えいただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 実際に太宰府市の場合ですけれども、今年度の納税通知発送件数が2万4,000件ぐらいございます。そのうち、実際に相続登記まで行われていないものが約1,300件ほどございます。全体の5%ぐらいの件数でございます。そういったものに対しまして市のほうといたしましては、できるだけ所有者を明らかにしていただいて、届出もしていただくというのが原則でございますけれども、金額については今持ち合わせておりませんけれども、市としてはできるだけ納めていただくというふうな体制を取って、今後も取っていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） この固定資産税の件は、土地の所有者が不明な場合ということですが、これは例えば亡くなられたりして相続者がおられて、例えば子どもさんとかがどこにおられるかまで調べた上でのこういう条例をつくるということですかね。どこまで調べた上でのこうい

う条例をつくるかということが気になるんですよ。後から、何で勝手にしたんだと、私たちは相続権があるのにとかというトラブルが起きないのかなというのが気になります。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 委員さんがおっしゃる正しい相続人というのが確定しているかどうかというのが大事だと思いますけれども、市のほうの窓口では、こういう相続人が例えば来庁された際に、固定資産税の窓口のほうで相続登記のことをご説明しております。その中で、相続人の代表者指定届けの届出をお願いしているところがございます。一定期間経過いたしましてもなお届出がない場合には、再度郵送で届出を窓口で促しているというふうな状況でございます。

委員がおっしゃる、市のほうで相続人を確定するというのが最終的な市の持っていく方だと思いますけれども、国のほうの条例の改正によりまして、市が本来していました分を、この改正によりまして軽減されるといいますか、使用者を所有者という形で変更できますので、かなり市としては楽になるのではないかなというふうに感じております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 使用者が最終的な固定資産税を払うような条例なんですけれども、その中でそれを知らない状態で、もともとの土地の所有者の相続人がそれを分かったときにトラブルとか、例えば、そんなことをするなら裁判にかけるぞというふうな話に至ったりはしないのかなというのが心配なところがあって、お聞きしたんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 委員がおっしゃるように、将来的に裁判になるようなケースも考えられるかと思います。そういったケースを少しでも減らしていくというのが私たち行政の役割だと思いますので、その辺りにつきましては十分に今後も調査検討をしてみたいなというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） 三月经過した、その後の罰則規定とかはないんですかね。

税務課長。

○税務課長（森木清二） 今のところ、罰則規定というのは特に設けてはおりません。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 今回の条例の改正なんですけれども、空き家問題と密接に関わるような気もするんですけれども、そこら辺の今分かる範囲で、この条例、この改正を進めていく中で、空き家問題とどういうふうと一緒に進んで連携していかれるのかということは何か想定していらっしゃいますでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○**税務課長（森木清二）** これはどこの市町村もそうだと思いますけれども、空き家が増えているというのはどこも抱えている問題だと思いますけれども、今空き家とこの条例の改正を関連して協議というのは、特に行っておりません。今後の課題だというふうに思っております。

以上です。

○**委員長（小島真由美委員）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（小島真由美委員）** それでは、質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第59号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（小島真由美委員）** これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○**委員長（小島真由美委員）** 全員挙手です。

よって、議案第59号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

○**委員長（小島真由美委員）** 次に、日程第2、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、執行部の説明を求めます。

税務課長。

○**税務課長（森木清二）** 議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

資料は、議案書の11から12ページ、及び条例改正新旧対照表の3ページでございます。

この件につきましては、今年11月10日の議会連絡会の中でご報告させていただいたとおりでございますが、10月22日付で税制審議会から答申をいただきまして、その答申の内容が3年継続することが望ましいという内容でございましたことから、答申を尊重いたしまして、適用期間を3年延長させていただきたく、条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表3ページの附則第2項の適用期間につきまして、改正案のように3年後の令和6年5月22日に改正させていただくものでございます。改正点は、この箇所のみでございます。

なお、このたびの税制審議会では、歴史と文化の環境税に対して17年間の取組を振り返って

いただき、一定の評価をいただいたものと受け止めておりますが、一方で用途について充当すべき事業を精査すべきではないか、また制度的な見直しを含めた内容の検討を行う必要性についても指摘されてきたところでもあります。そのような意見につきましては真摯に受け止め、検討に当たっては過去の審議経過等を踏まえて慎重に行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第60号について質疑はありますか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 税制審議会の答申というんですか、それを見ておいたんですけれども、様々な意見が出たということで、全く別方向の意見も出ていたかと思うんですけれども、最も審議会の中で論点といいますか、争点というか、になったというものがあるのであれば教えていただきたいということと、恐らくそれが今後、今回は期間を延長するだけでしょうけれども、常に条例の中身そのものも考えていく可能性はあるとは思っているので、後々につながると思うので、その点を教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 今回の税制審議会で最も論点となりましたのは、先ほど申し上げた点が1つでございます。用途について、充当すべき事業を精査すべきではないかとか、あるいは制度的な見直しを含めた内容の検討、そういったものに多くの意見が出たところでございます。

あと、臨時的駐車場の取扱いについても公平感を持った見直しについての意見が出されたとか、あるいは、先ほども言いましたように、事業内容をもっと精査すべきではないかというふうな意見がかなり多く出てまいりました。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） もう一点というか、関連はしているかとは思いますが、今回答申を尊重して継続という判断という形なんですけれども、提案理由説明等から、恐らく市としてはずっと継続していきたいとは思っているかとは思いますが、そのように理解しておいてもよろしいのかどうか。市としての考え方、この財源を持っておきたいというつもりでいるのかということをお聞かせ願えるんだったら聞かせていただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） この歴史と文化の環境税につきましては、今年で18年目を迎えております。それまでの間、いろいろな論議等がございましたけれども、市にとっては、いろいろな事業を行う中でなくしてはいけない税だというふうに思っておりますので、今後とも継続をでき

ればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） この歴史と文化の環境税なんですけれども、全国的に珍しい法定外普通税ということで、本市の取組としては画期的だと私は思います。今回、3年間延ばすということですよ。それに合わせて、延ばしましたというだけではなくて、これまでの実績とか効果とか、この税の意義、そこら辺を3年間延長と併せて情報発信をしなければいけないと思うんですけれども、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 情報発信につきましては、広報等、あるいはホームページ等でもお知らせはしておりますけれども、多くの市民の方がそれをご覧になられているかという、見てある方のほうが少ないかなというふうに感じておまして、もっと積極的に市のほうから、前にこういうふうな効果がありましたとか、そういったものを発信できればなど。その方法につきましては今後検討していく、そして実際に行っていく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第60号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

よって、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第61号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第3、議案第61号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） ご説明いたします。

議案書は13ページから15ページ、条例改正新旧対照表は4ページから6ページをご覧ください。

今回の一部改正は、令和3年1月1日に地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないように規定の整備を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、税制改正の影響で被保険者の担税力に変化がない場合でも、7割、5割、2割の軽減措置に該当しにくくなることから、軽減判定基準額の見直しを行うことで、その影響を遮断するものでございます。

施行日は、令和3年1月1日といたしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第61号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

よって、議案第61号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第62号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第4、議案第62号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） ご説明申し上げます。

議案書は16ページ、17ページ、条例改正新旧対照表は7ページをご覧ください。

今回の一部改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に準じて規定の整備を行うものでございます。

今までの特例基準割合という名称を、延滞金特例基準割合という名称に改めるものでございます。また、平均貸付け割合がマイナスになった場合に、年0.1%未満となる可能性があるため、下限を設けております。

施行日は、令和3年1月1日といたしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第62号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第62号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

よって、議案第62号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時40分〉

○委員長（小島真由美委員） それでは、ここで感染症拡大防止策として、執行部の入替えを行います。執行部の皆様は、席をご移動ください。

よろしいですかね、執行部の皆さん。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第65号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（小島真由美委員） それでは、日程第6、議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思います。また、歳出の補正を説

明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は14ページ、15ページ、今回の補正予算において、人件費に関連する補正項目について補正理由がほぼ共通いたしておりますことから、まずその説明を求めます。その後、順番に審査を行い、該当の細目の際に質疑を受け付けます。

それでは、市民生活部長。

○市民生活部長(濱本泰裕) 冒頭に人件費関係の補正予算につきまして、複数の課が該当しますことから、私から一括してご説明を申し上げます。

該当箇所は、補正予算書の歳出の各ページ、3節職員手当等でございます。これらは、いずれも人事院勧告に伴う給与改定に伴うものでございまして、11月27日に招集されました第5回臨時会におきまして太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例が可決、施行され、一般職の12月の期末手当を0.05月分引き下げ、本年12月期の期末手当を現行1.3月分から1.25月分に改定することとなったことに伴う予算の減額でございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明が終わりました。

ただいまの部長の説明について、全般的な質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは、進みます。

2款3項1目税務総務費については、ただいま部長から説明がありました人件費に関するものですが、このことについては質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) よろしいですね。では、次に進めます。

16ページ、17ページをお開きください。

2款3項2目賦課徴収費について執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(森木清二) 事業番号330、賦課事務費の23節償還金、利子及び割引料の補正額350万円についてご説明申し上げます。

内容は、過誤納金還付金の不足見込額についての補正でございます。

過誤納金還付金につきましては、当初予算で3,000万円を計上しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症による影響で企業の業績も悪くなり、法人市民税の還付金額が増加していることによるものです。11月末で当初予算残額が110万円余りとなり、12月、今月から来年3月までの残り4か月分の執行見込額を見込んで追加計上させていただきたく、ご提案いた

します次第でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

次に、2款4項1目戸籍住民基本台帳費については、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものです。

これについては質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の001職員給与費についても、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものですが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、同目060国民健康保険事業特別会計関係費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） ご説明いたします。

こちらは、28節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金19万3,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、冒頭に濱本部長がご説明申し上げましたとおり、人事院勧告に伴う条例改正により職員給与費の減額が生じ、国保特別会計の人件費に係る繰出金の減額となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同目061生活困窮者自立支援関係費について執行部の説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 23節償還金、利子及び割引料126万3,000円の増額補正につきましてご説明いたします。

これは、令和元年度生活困窮者自立相談支援事業費の確定により超過交付となりました国庫負担金を返還するものであります。

内訳といたしましては、生活困窮者自立相談員の人件費、研修旅費の超過分42万8,000円と住居確保給付金の超過分83万5,000円の精算返還分であります。

説明は以上になります。

○委員長（小畠真由美委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

私のほうから、相談員さんは今回コロナによって増員があったのか、また相談件数はどのくらい増えたのか、教えていただけたらと思います。

生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 今現在、コロナの影響で生活困窮されてある方がかなり多くなっております。様々な給付金とか、また貸付けの施策によって、生活保護までにはまだ至っていないというふうな状況もございますが、かなり困窮の状況で困られた方が多くなっておりまして、今その対応に苦慮しておるところです。今年度中に、こちらの人員につきましては整理をさせていただいております。来年度についても、対応をできるような形で考えていきたいというふうに思っております。

まだ先が見えませんが、どういうふうな状況になるかというのは、これからの状況次第でまたいろいろ対応していかないかなのかなというふうに思っておるところです。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） それでは、次に進みます。

同項2目老人福祉費について執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 細目061介護保険事業特別会計関係費、28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金1,054万8,000円の増額補正についてご説明いたします。

繰出金の内容といたしましては、本年4月、7月の人事異動に伴う人件費の増額、及び冒頭部長からご説明いたしました人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う減額分との差額1,054万8,000円を追加するため、一般会計から介護保険事業特別会計に対し繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 進めます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

3款1項4目障がい者自立支援費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 細目030障がい者自立支援給付事業費の増額補正についてご説明申し上げます。

障がい者自立支援給付事業費につきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの給付に要する費用となっております。

今回補正をお願いいたします20節扶助費6,920万円でございますが、昨年度の上半期と比較いたしまして、介護・訓練等の給付に係るサービスの利用件数が増えていることによるものでございます。

主な内容としましては、行動援護、それから就労継続支援関係のサービスの利用というものが増えているということでございます。

続きまして、歳入につきましては8ページ、9ページをお開きください。

国庫負担分の2分の1としまして、15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金3,460万円。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

県費負担分の4分の1としまして、16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金1,730万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、戻りまして18ページ、19ページをお願いいたします。

細目032障がい者地域生活支援関係費の増額補正についてご説明申し上げます。

障がい者地域生活支援関係費につきましては、障がい者の皆さんが自立した日常生活を営むことができるようにするための活動に対して支援を行っているものになります。

今回補正をお願いいたします18節備品購入費11万円でございますが、これまで、聴覚障がいの方が病院に行かれる際に、必要に応じて本市の手話通訳者が同行しておったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院への同行が制限されることが多くなっているということがございまして、聴覚障がいの方と本市の手話通訳者、もしくは医師と本市の手話通訳者の意思疎通を図るために、画面を見ながらやり取りをするということで、タブレットを購入するというものになります。

これに伴います歳入でございますが、申し訳ございません、また戻りますが、8ページ、9ページをお開きください。

この事業につきましては、国庫補助の対象となります10分の10の補助がございます。15款2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金11万円を計上しております。

再び戻りまして、18ページ、19ページでございます。

同事業の中の23節でございます。償還金、利子及び割引料の特別障がい者手当等給付費国庫負担金精算返還金の6万1,000円につきましては、特別障がい者手当等給付費の国庫負担金の

精算返還金でございます。平成31年度に所要見込額による概算交付を受けておりました負担金の実績報告を今年度に行いました結果、返還が生じたものでございます。

その下、033障がい児通所支援給付関係費の増額補正についてご説明申し上げます。

障がい児通所支援給付関係費につきましては、児童福祉法を根拠としました障がい児の方々に対するサービスでございます。今回補正をお願いいたしますのが、20節扶助費4,500万円でございますが、民間事業者やNPO法人等の運営する障がい児通所支援事業所の利用者数、それから1人当たりの利用回数というものが増加しております、当初予算では不足を生じることが見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

国庫負担分の2分の1としまして、15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費2,250万円。

続きまして、10ページ、11ページを開きください。

これも県費負担分4分の1としまして、16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費1,125万円をそれぞれ計上しております。

再び戻りまして、最後でございますが、18ページ、19ページでございます。

23節償還金、利子及び割引料につきましては、障がい児通所支援給付費国庫負担金精算返還金525万3,000円につきましては、障がい児通所支援給付費の国庫負担金の精算返還金、それから障がい児通所支援給付費県負担金精算返還金の262万7,000円につきましては、障がい児通所支援給付費の県負担金の精算返還金でございます。平成31年度年間所要見込額による概算交付を受けておりました負担金の実績報告を今年度に行いました結果、返還が生じたものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 障がい児通所支援に関連して、今利用される方が増えているというような提案理由の説明がありましたけれども、利用される方が増えているということは、そういった事業所といいますか、そういったところもまだ増えている傾向なんでしょうか。結構住宅地の中にも空き家だったところとか、そういったところを改装されて事業を始められているところがまだ目につくんですけども、そういった施設が増えているから利用者も増えているというふうな相関関係があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小畠真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 昨年度の事業所の数からしまして、1か所増えています、今年度ですね。太宰府市内に、放課後デイサービスといわれる事業所でございますが、全体件数としまし

ては15か所ございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

私のほうから関連して、利用者が増えている、右肩上がり、この放課後等デイサービスは増えているんですが、逆に学童のほうに戻れるとかということはありませんか。今のところ、放課後等デイにいたら、ずっと放課後等デイに行くような形のほうが多いのか、この増えている理由としての、その辺の判断の基準みたいなものというのは、今現状としてはどうなんでしょうかね。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 今現在、放課後デイサービスを利用されている方が一般の学童保育のほうに行くかというところの調査というものは、現実できておりません。確かに希望される方が利用されているというのが実情ではございますが、そこの把握というのが現実できていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） これは要望なんですけれども、本当に必要とされている方たちももちろんいらっしゃるでしょうし、グレーで、やんちゃなお子さんということで学童には居づらいということで放課後等デイに行かれるということもありましょうし、それぞれいろいろな理由があるにしても、市の負担もかなり増えてきていますし、その辺の親御さんへの、お子さんへの関わり方とか、ここは教育部ではないのであれなんでしょうけれども、少しその辺の親に対するケアみたいなものというのも併せてやっていかないと、希望されたらそのまま放課後等デイにというふうにしていくと、もっと増えていく形になるかなというふうに思いますので、その辺の対策もしっかりとお願いをしたいと思います。

ほかに皆さん、よろしいでしょうかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、進めます。

次に、同項8目後期高齢者医療費及び9目国民年金費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 初めに、8目後期高齢者医療費、細目060後期高齢者医療関係費、19節負担金補助及び交付金、福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の3,581万1,000円の増額についてご説明いたします。

後期高齢者医療保険制度における医療費の負担は、医療費総額の1割を被保険者の保険料で、約4割を74歳以下の現役世代の後期高齢者支援金で、残り5割を国、県、市が4対1対1の割合で負担することとなっており、市負担分がこの福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金でございます。このたび、令和元年度の後期高齢者医療給付費の確定に伴い、広域連合から不足額の精算通知がありましたので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、9目国民年金費、細目001職員給与費6,000円の減額についてご説明を申し上げます。

3節職員手当等の減額補正でございます。

内容といたしましては、冒頭に濱本部長がご説明しました人事院勧告に伴う条例改正により、職員給与費を減額するものでございます。

歳入がございますので、併せてご説明いたします。

10、11ページをお開きください。

15款国庫支出金、3項委託金、2自民生費委託金、1節社会福祉費委託金国民年金事務委託金を歳出と同額6,000円減額いたしております。

戻りまして、18、19ページをお開きください。

990国民年金事務費、23節償還金、利子及び割引料、国民年金事務費交付金精算返還金10万3,000円についてご説明いたします。

こちらは、令和元年度中に交付を受けました国民年金事務委託金のうち、精算が完了し、超過交付が判明したものを返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、同項10目人権政策費については、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものです。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、3款2項2目児童措置費及び、20ページ、21ページの3目ですね。教育保育施設費及び4目学童保育所費までについて、執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 保育児童課の補正予算につきましては、予算書上で令和元年度の事業完了に伴う国、県の補助金精算分とそれ以外のものが混在しておりますので、精算返還金及び交付金に関する資料を作成しております。

お手元の資料1をご参照ください。

資料1の見方としましては、上段の表が歳出、下段が歳入となっており、それぞれ左から補正予算書のページ数、次に款項目及び細目番号、事業の名称、一番右端が補正予算書に計上しております金額となっております。

それでは、まず精算返還金の歳出補正予算からご説明いたします。

補正予算書は18、19ページ、及び資料1をご覧ください。

歳出予算につきましては、上段より細目010児童手当給付費、23節償還金、利子及び割引料、児童手当国庫負担金精算返還金が40万1,000円と、児童手当県費負担金精算返還金が51万5,000円となります。

細目011児童扶養手当給付費、23節償還金、利子及び割引料として、未婚の児童扶養手当受給者臨時給付金補助金精算返還金が63万円。

次に、細目015母子父子寡婦福祉費、23節償還金、利子及び割引料として、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算返還金228万3,000円、ひとり親家庭等日常生活支援事業費国庫補助金精算返還金4万7,000円となっております。

次に、補正予算書の20、21ページ、3款2項3目教育・保育施設費、細目011教育・保育施設費、23節償還金、利子及び割引料として、子ども・子育て支援交付金精算返還金564万5,000円、一時預かり事業費県費補助金精算返還金1万8,000円、施設等利用給付費国庫負担金精算返還金921万1,000円、同じく施設等利用給付費県費負担金精算返還金460万6,000円、保育環境改善等事業費補助金精算返還金153万6,000円、保育の質の向上のための研修事業費補助金精算返還金1万3,000円となっております。

次に、細目013保育施設運営支援費、23節償還金、利子及び割引料、保育対策総合支援事業費補助金精算返還金10万3,000円、幼児教育・保育の無償化事務費等補助金精算返還金1,959万2,000円となっております。

次に、3款2項4目、細目010学童保育所管理運営費、23節償還金、利子及び割引料、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金99万4,000円、放課後児童健全育成事業費補助金精算返還金510万3,000円となっております。また、精算交付金に係る歳入補正予算もありますので、併せてご説明いたします。

補正予算書12、13ページ及び資料1の表の下段をご覧ください。

資料の児童扶養手当給付国庫負担金精算交付金54万9,000円から教育・保育給付費県費負担金精算交付金627万9,000円までの合計2,157万8,000円を、21款4項1目1節の民生費雑入として計上を行っております。

以上が令和元年度の国、県補助金の精算に係る補正予算の説明になります。

続きまして、精算金以外の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書18、19ページをご覧ください。

3款2項児童福祉費、2目児童措置費、細目014重度心身障がい児看護料給付費、20節扶助費、重度心身障がい児看護料188万7,000円でございますが、この看護料は、特別児童扶養手当の受給者に対し月額7,000円が支給されるもので、当初予算において、継続分と新規分として214名分を計上しておりましたが、9月末時点で認定審査中の方を合わせると229名と、当初の予想を上回る新規申請があっており、既に当初予算額では不足する状態となっております。そのため、今後の新規申請の見込みと併せて、その不足分を計上させていただいております。

次に、補正予算書20、21ページ、3款2項児童福祉費、3目教育・保育施設費、細目001職員給与費、03職員手当等51万4,000円につきましては、先ほど市民生活部長より説明がありました給与改定に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

同項6目家庭児童対策費について執行部の説明を求めます。

子育て支援センター所長。

○子育て支援センター所長（白田美香） 細目010家庭児童相談事業費の子育て短期事業費精算返還金1万2,000円について説明いたします。

子育て短期支援事業には、保護者が疾病、疲労など、身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設などにおいて短期間療育保護を行うショートステイ事業と、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難になった場合などの緊急の場合に、児童養護施設で児童を預かるトワイライトステイ事業があります。

子ども・子育て支援交付金として、国、県、市からおのおの3分の1の補助を財源としていますが、令和元年度はショートステイ事業を1組2日間利用があったため、ショートステイ料金5,500円の2日分で1万1,000円となり、その3分の1の3,000円を支払い、国庫補助は受領済みであったため、補助対象額4万5,000円の3分の1である1万5,000円から利用料金を差し引いて、1万2,000円を返還するものです。

次に、012ファミリー・サポート・センター事業費、子育て援助活動支援事業費精算返還金26万4,000円について説明いたします。

ファミリー・サポート・センター事業費は、子ども・子育て支援交付金の子育て援助活動支援事業費として、国から3分の1、県から3分の1の交付金と市費3分の1を財源として実施しています。令和元年度の子育て援助活動支援事業費に対する国からの交付金の精算により、26万4,000円を返還することとなりましたので、返還金支払い分の増額補正をお願いするものです。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

すみません。1時間たちましたけれども、このまま進めさせていただいてもよろしいです

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) じゃあ、進めます。

次に、3款3項1目生活保護総務費について執行部の説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長(藤井泰人) まず、001職員給与費26万7,000円の減額につきましては、先ほど部長が説明いたしました人件費に関するものであります。

続きまして、060生活保護事務関係費、23節償還金、利子及び割引料の1,821万6,000円の増額補正につきましてご説明いたします。

これは、令和元年度の国庫補助事業の確定に伴うもので、超過交付となりました国庫負担金補助金の返還金4件になります。

1件は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返還金で、内容としましては、研修旅費の17万円の超過分と、面接相談員の人件費、レセプト点検費用及びシステム改修の16万6,000円の超過分の合計33万6,000円の精算返還金となります。

1件は、生活扶助費等負担金精算返還金で、生活扶助費等の超過分1,471万1,000円の精算返還金であります。このほか、介護扶助費等に係る返還金で介護扶助費の超過分182万7,000円、また医療扶助費等に係る返還金で医療扶助費の超過分134万2,000円の精算返還金であります。

説明は以上になります。

○委員長(小島真由美委員) 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 進めます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費については、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものですが、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 同項2目保健予防費及び3目母子保健費について執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長(安西美香) それでは、続きまして050成人健康診査費、13節委託料550万円の増額について説明いたします。

市で実施しておりますがん検診は、乳がん、子宮がん、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がんがございますが、そのうち胃がん検診につきまして、特に胃内視鏡検診の受診者数が前年度の1.32倍で推移しております関係で、不足が見込まれる検診委託料550万円分を補正予算として計上するものです。

続きまして、053予防接種費、23節償還金、利子及び割引料129万5,000円の増額について説明いたします。

これは、令和元年度感染症予防事業等補助金確定により返還金が生じたので、これを計上するものです。

内容としましては、第5期の成人の風疹の抗体検査費用に当たります。

続きまして、054自殺予防対策費、23節償還金、利子及び割引料3万4,000円の増額補正について説明いたします。

この交付金は、市町村が地域の特性に応じた自殺対策を進めることを目的とし、市町村が実施する事業に応じて報償費や需用費等の対象経費の2分の1から10分の10を県が補助するものです。これにつきましても、令和元年度福岡県地域自殺対策強化交付金の確定により返還金が生じたので、補正予算として増額をお願いするものです。

返還金が生じた主な理由としましては、本市ではこの交付金を活用し、心の相談事業、ゲートキーパー養成研修、自殺対策等を行っておりますが、令和元年度につきましては、年間12回予定しておりました心の相談事業におきまして予約が入らなかった月があったことと、ゲートキーパー研修講師の心理士への報償費が当初予定より少額となったためです。

続きまして、051母子健康教育相談関係費、23節償還金、利子及び割引料21万1,000円の増額補正について説明いたします。

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業につきましては、乳児のいる家庭の状況把握と支援を目的としており、両事業とも子ども・子育て支援交付金の対象事業として、国から3分の1、県から3分の1の交付金と市費3分の1を財源として実施しております。このたび、令和元年度乳児家庭全戸訪問事業費補助金の確定により20万8,000円の返還金、及び令和元年度養育支援訪問事業費補助金の確定により3,000円の返還金が生じたので、合わせて21万1,000円の増額を計上するものです。

説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、4款2項1目清掃総務費については、初めに部長から説明がありました人件費に関するものですが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳出を併せて説明を受けていない歳入について審査に入ります。

10ページ、11ページをお開きください。

16款2項2目民生費県補助金について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 2節児童福祉費補助金、幼児教育・保育の無償化事務費等補助金につきましては、福岡県より9月30日付で、急遽無償化に係る事務費に対して10分の10の補助金交付が認められたとの通知があったことから、補助上限額の411万1,000円を計上しております。

なお、関連します歳出予算につきましては、既決予算における無償化に係る事務費に充当するため、歳出の補正予算措置はありません。

充当先の内訳としましては、補正予算書16ページ、3款1項1目社会福祉総務費に県支出金75万2,000円、補正予算書18ページの3款2項2目児童措置費に県支出金204万6,000円、補正予算書20ページの3款2項3目教育・保育施設費に県支出金131万3,000円の合計411万1,000円をそれぞれ充当するものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、次に5ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

初めに、診療報酬明細書等点検業務委託料について説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） これは、生活保護受給者の医療レセプトを点検し、医療扶助の適正化を図る目的で実施しています。委託業務の令和3年度分に係るものであります。当該業務は、委託開始時期を令和3年4月1日とするため、本年度内に入札、契約を行う必要があることから、今年度は予算を伴わないゼロ債務負担と業務の委託期間である3年間を合わせて、令和2年度から令和5年度までの期間を設定するものです。また、限度額については、3社の見積書徴収の上、最低額での設定をお願いするものであります。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、保育業務委託料、南保育所について説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 保育業務委託料（南保育所）の項につきましては、令和2年度から令和5年度まで、限度額4億458万2,000円とする債務負担行為補正をお願いするものです。

これにつきましては、平成21年度から公設民営で運営しております南保育所における入所児

童の保育を委託するもので、令和2年度中に契約を行う予定でございます。

契約期間といたしましては、令和3年3月からの3年間を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で第3表債務負担行為補正の審査を終わります。

それでは、議案第65号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第65号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第66号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） について

○委員長（小島真由美委員） 日程第7、議案第66号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、補正予算書は34ページ、35ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億2,910万5,000円を追加し、予算総額を74億3,881万7,000円にお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、事項別明細書でご説明いたします。

42、43ページをお開きください。

まず1款1項1目一般管理費、細目001職員給与費、3節職員手当等19万3,000円の減額補正

につきましては、先ほど一般会計補正予算の冒頭、濱本部長からご説明いたしましたが、人事院勧告に伴う条例改正により、期末手当を0.05月分引き下げるものでございます。

なお、本歳出に係る財源といたしましては、40、41ページをお開きください。

一般会計でご説明いたしました4款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金として、同額の19万3,000円を減額補正計上いたしております。

戻りまして42、43ページをお開きください。

中ほどの6款1項1目積立金、細目001基金積立金1億4,830万1,000円につきましてご説明いたします。

令和元年度決算における歳入歳出差引き額は、2億2,929万9,968円となっております。このうち今回の補正予算計上に必要な額を差し引いた残りを財政調整基金積立金として積み立てるものでございます。

次に8款1項2目償還金、細目001保険給付費等交付金償還金8,099万7,000円についてご説明いたします。

まず、普通交付金償還金8,035万7,000円でございますが、令和元年度中に交付されました保険給付費等交付金のうち、普通交付金につきまして精算が完了し、超過交付が判明しましたので、県に返還するものでございます。

次に、特別交付金償還金64万円についてご説明いたします。

こちらにつきましても、令和元年度中に交付されました分につきまして精算が完了し、超過交付が判明しましたので、県に返還するものでございます。

40、41ページをお開きください。

財源でございますが、下段のほうになります。

歳出6款、8款の財源といたしまして、5款1項1目前年度繰越金2億2,929万8,000円を補正計上させていただいております。

続きまして、第2表債務負担行為についてご説明いたします。

37ページをお開きください。

診療報酬明細書等点検業務委託料として、本年度から令和5年度まで限度額2,112万円を計上いたしております。

内容といたしましては、国民健康保険被保険者のレセプト点検業務でございます。本年度中に契約に向けた事務手続を開始するために、新たに設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第66号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時26分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第67号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第8、議案第67号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

補正予算書は、48ページ、49ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(立石泰隆) ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1,054万8,000円を追加し、予算総額を54億2,022万7,000円にお願いするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書にてご説明いたします。

補正予算書52ページ、53ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますが、下段の3、歳出をご覧ください。

1款1項1目、細目001職員給与費1,054万8,000円でございますが、こちらは本年4月、7月の人事異動に伴う人件費の増額、及び先ほど一般会計補正予算の冒頭で部長からご説明いたしました人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う減額分との差額1,054万8,000円を追加するものでございます。

次に、歳入でございますが、中ほどの2、歳入の欄をご覧ください。

7款1項5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金に同額を計上しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第67号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時28分〉

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年2月15日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美